

いのちの海と空と大地



原発のない世界を求めて ニュースレター

発行： 日本聖公会「正義と平和委員会」原発問題プロジェクト

「原発のない世界を求める週間」 6月5日（日）～11日（土）

昨年に引き続き、2回目となる「原発のない世界を求める週間」は、以下のオンライン講演会を実施しました。2011年3月11日に東北地方を襲った巨大地震と津波は東京電力福島第一原発の爆発事故を引き起こし、大量の放射性物質を拡散しました。郡山市に居住していた森松明希子さんは被曝を避けて2人の幼児とともに大阪に母子避難しました。原発問題プロジェクトでは、森松明希子さんをお招きしてオンライン講演会を行い、ご経験やお考えを伺いました。

講演タイトル：「原発からの命の守り方」

～「平和のうちに生存する権利」を手放さないために私たちができること～

講演時間：6月5日（日）16：00～18：00

森松さんは、事故発生後の2011年5月、医師である夫を郡山市に残し、0歳と3歳のお子さんとともに大阪に母子避難しました。同じ目的の避難でも、「ここは放射能が高いから避難してください」と言われて強制避難する場合と、被曝を恐れて自ら別の地域へ自主（自力）避難するのでは避難先での状況が違います。「強制避難」の場合は地域が限定され自治体が避難者を把握するため、避難者として保護され、避難中の生活に関して支援があります。しかし親戚や知人を頼って自主的に避難した方々は、避難先、避難時期、避難方法などが多様で、避難先での自主申告となることから、各地の自治体での把握が困難となり正確な避難者情報の把握が難しく、中には避難者としてカウントされない場合も生じるそうです。森松さんもその一人でした。森松さんは、避難は基本的な権利であると強調します。放射能レベルの問題ではなく、少しでも被曝が予想される地域に住む人たちが被曝しない地域へ避難することは基本的人権であって、自ら避難することを決断した人について、自治体は避難者や避難地を正確に把握し登録して公平な行政サービスを提供することが重要であると知らせてくれます。6月5日のオンラインフォーラムの様子は、原発問題プロジェクトのホームページにも掲載されていますので是非ご視聴ください。

（YouTube で視聴できます。「日本聖公会原発問題プロジェクト」で検索ください。）

「核ごみの地層処分に反対する宗教者ネットワーク」

「宗教者が核燃料サイクル事業廃止を求める裁判(略称：宗教者核燃裁判)」は、キリスト教、仏教などの各派宗教者・信仰者が協働して、現在既に破綻している核燃料サイクル政策と六ヶ所村「再処理工場」の事業の廃止を訴えるものです。この裁判の原告団の有志が、「核ごみの地層処分に反対する宗教者ネットワーク」を結成し、北海道後志管内寿都町と神恵内村で進められている「核のゴミ」最終処分場選定の「文献調査」についてオンライン学習会を開催しました(5月15)。

講師として小出裕章さんを旭川にお招きし、『核のゴミと謂れなき犠牲の押し付け』と題するお話を頂きました。この講演は帯広をサテライト会場としてオンラインで結び視聴しました（両会場全体で約 360 人参加）。7 月には同様の講演会を札幌、函館、苫小牧、寿都町、黒松内町などで開催しました。道民の多くの方が正しい認識によって「核のゴミ」最終処分場選定の可否を判断できることを願っています。「文献調査」は 2020 年 12 月以来、NUMO(原子力発電環境整備機構)により進められ、調査はほとんど終了したと報道されています。今後、その調査結果の報告と、次の「概念調査」に進むかどうかを判断することになります。上記ネットワークでは、7 月 11 日、北海道知事に、「概念調査」に進ませないよう申し入れを行いました。

北海道・泊原発廃炉訴訟

再稼働差し止め判決 2022 年 5 月 31 日（札幌地裁）

主に北海道の住民が原告となって、北海道電力泊原子力発電所の廃炉を求めた裁判は、提訴から 10 年経って、現在まだ原子力規制委員会の審査中です。札幌地裁は 5 月 31 日に、再稼働を認めない判決を言い渡しました。判決は主に津波に対する危険性をもとに出されたものです。規制委員会の最終判断を待たず、司法が独自に原発の危険性を指摘した画期的な判決と評されています。

北電は、2013 年 7 月に規制委員会に審査を申請しましたが、9 年近くたってまだ合格していません。これは異常なことで、一般的には 3 年程度で審査が終わるので、この状況自体がかなり危険なことを示していると言えます。通常、裁判所は規制委員会の判断を待って、裁判所の判断と合わせて判決を出すのですが、それが出来なかったと言えます。北電は判決を不服としてすぐに控訴しました。原告も控訴したことにより、今後は高裁で審議が行われますが、元裁判官の樋口英明さんは、規制委員会が合格させない限り今回の運転差し止め判決は覆す要素はないと言います（2022 年 6 月 9 日北海道新聞）。そして更に、今回の判決が上級審で確定すれば、泊原発は運転出来なくなり、北海道には運転する原発はゼロになります。その時に、全国から出る「核のゴミ」を道内で最終処分することを道民は受け入れるのか。処分地選定に大きな影響を与えるものになります。

島根原発 2 号機 島根県知事が再稼働容認

中国電力島根原子力発電所 2 号機（82 万 kw 1989 年 2 月営業運転開始）は、2011 年 3 月の東電福島第一原発事故後、停止していましたが、2021 年 9 月に原子力規制委員会の審査に合格しました。2022 年 2 月以降、上定昭仁松江市長、平井伸治鳥取県知事が事実上同意、

6 月 2 日に丸山達也島根県知事が同意しました。これで地元の同意手続は完了したことになります。これにより、福島第一原発と同型機である「沸騰水型」としては初めての再稼働となる可能性が高まりました。丸山知事は「苦渋の決断」としながら、原発からの 30km 圏内に住む、鳥取、島根 2 県の 6 市に居住する 46 万人の避難計画の実効性が課題となっており、今後の動きが注目されます。

☆皆様のご支援をよろしくお願ひします。

原発賠償関西訴訟 KANSAI サポーターズ（森松明希子さん） <http://kansapo.jugem.jp/>

会津放射能情報センター（片岡輝美さん） <https://www.aizu-center.org/>

311 甲状腺がん子ども支援ネットワーク <https://www.311support.net/>

宗教者が核燃料サイクル事業廃止を求める裁判 <https://www.kakunensaiban.tokyo/blog/>